



2017年10月30日号

目次

(W&B No. 2017010CY)

1. 国家知識産権局は2016年の特許統計年次報告を発行(2017年10月13日)
2. 特許行政執行法行政不服手続きガイドライン(意見募集)の公示(2017年9月26日)
3. 国家知識産権局による2016年度意匠特許出願及び登録等の統計(2017年8月)
4. 商標評審委員会による2016年度商標評審行政訴訟結果分析(2017年9月)
5. 上海に商標審査協力センターを新設(2017年9月29日)

【1】 知識産権局は2016年の特許統計年次報告を発行(2017年10月13日)



国家知識産権局は、2016年度の専利統計年報(特許統計年次報告)を発行し、国内の特許出願、登録、有効特許、出願代理、出願及び登録の分野、及び外国からの出願と登録、並びに行政ルートでの法執行について報告した。専利統計年報はこれまでも発行されていたが、ウェブページからは見つけることができず、今回その存在を知ることができ、また、英文も併記されており理解しやすいのでご紹介する。なお、データサイズが29MBと大きいためご注意ください。

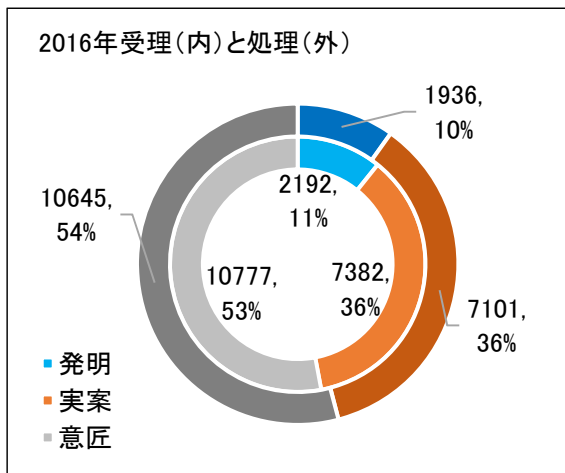
関連サイト：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/2016nb.pdf>

特許出願及び登録の統計データについては、これまでも本ニュースレターでご紹介しているので、ここでは省略し、最近注目されている行政ルートの法執行状況についてご紹介する。

現行の特許法は、地方政府の知識産権局に執行権限を認めていないために、商標権侵害の場合のように処罰書を発行することはできないところであり、原則は両当事者を交えた調停業務となる。現在、提出されている改正法案には明確に処罰権限及び処罰方法について規定されているが、反対意見も多く、また継続審議中の他の法案があるため

に年内に改正法が公表されることは難しいところである。一方、

● 2016年地方知識産権局の特許権侵害事件状況



専利行政執行法執行弁法が2015年に改正されて以降、各地方の知識産権局は調停のほかに侵害差止などの処分を開始している。昨年、北京市知識産権局がアップル社のiPhone6が中国企業の意匠権侵害を構成するとして販売差止を行った事件は、今年3月に行政不服訴訟において、非侵害との判決がでたものの大きな注目を受けた。

2016年に特許権(発明、実案及び意匠)侵害として、各地の知識産権局への投訴が受理された件数は20,351件(図左)、虚偽表示は28,057件、権利帰属や報奨金の紛争などその他は508件である。

特許侵害の内、発明は2,192件(11%)、実案は7,382件(36%)、

意匠は 10,777 件と 53%を占めている。一方、処理件数(図外側)は 19,682 件と、年度跨ぎもあると思われるが、発明や実案の件数は減少幅が大きいことから、行政ルートでは意匠のように権利範囲と侵害実態が判断しやすい事案が多く処理されていることがわかる。

●2016 年度地方知的財産局の特許権侵害処理状況

受理	処理	知識産権局	処分	調停	却下
20,351	19,682	処理件数	662	12,788	6,232
-	96.7%	構成比	3.3%	65%	31.7%

知識産権局における特許権侵害事案の処理は、表左の通りであり、調停が 12,788 件と全体の 65%を占め最も多い。一方、処分を決定した事件は 3.3%と低い割合に留まっているのは、前述の通り、知識産権局の処分権限の問題である。また、却下が 32%弱もあることは、証拠の立証或は特許権侵害の立証に課題があるものと思われる。

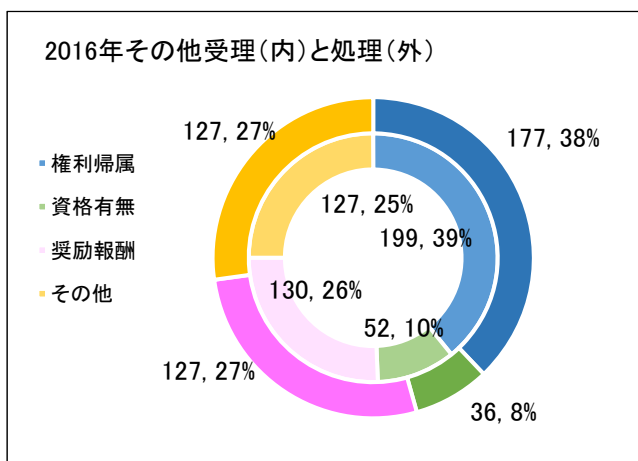
は、証拠の立証或は特許権侵害の立証に課題があるものと思われる。

ところで、下記の表は中国の各地の知識産権局の特許権侵害処理状況であるが、権利行使をした権利者の国別の分布がわかるように右に国別の件数を併記したものである。知識産権局が特許権侵害事件を最も対応しているのは浙江省で、10,135 件と全体の 49.8%と約半数を占めており、これは一部の情報によるとアリババグループがネット上の悪意のある侵害行為を投訴したことによるものと思われる。浙江省の件数は以下に続く広東省、江蘇省とは大きな差があるため、積極的に行政処分を実施しているように思われる。

●2016 年度主要地域別・国別の地方知識産権局特許権侵害事件処理状況

地域	受理	中国	アメリカ	日本	ドイツ	韓国	イギリス	その他
浙江省	10,135	9,942	40	6	14	19	42	72
広東省	2,734	2,312	22	57	99	22	5	317
江蘇省	1,226	1,207	-	19	-	-	-	-
山東省	475	453	-	1	21	-	-	-
湖北省	495	473	-	-	-	22	-	-
重慶市	286	275	-	1	-	-	10	-
上海市	198	167	1	1	29	-	--	-

●2016 年その他の特許権紛争事件状況



2016 年に地方の知的財産権局が対応したその他の特許権紛争には、特許権の帰属、発明者としての資格、報奨金の支払及びその他の紛争が含まれる。

この中では、特許権帰属の紛争の受理が 199 件(内、黒竜江省 124 件)と最も多く 39%を占めている。

次に発明者による報奨金の支払いに関する紛争が 130 件(内、四川省 33 件)で 26%を占めている。報奨金の支払い紛争は各地に件数は少ないながらも発生している。その次は、発明者としての資格の有無の紛争が 52 件で 10%を占めている。

●2016 年度地方知識産権局の特許権侵害事件処理状況

受理	処理	知識産権局	発明	実案	意匠
508	468	処理件数	169	272	67
-	92.1%	構成比	33.3%	53.5%	13.2%

2016 年に地方の知識産権局が対応した紛争の対象は実用新案が 272 件と全体の 53.5%と大半を占めており、次いで発明が 272 件(33%)、意匠が 67 件(13%)である。

【2】 専利行政執行法行政不服手続きガイドライン(意見募集)の公示(2017年9月26日)

国家知識産権局は、2015年に改正された「専利行政執行法弁法(専利行政執法弁法)」に続き、この3月に「専利行政執行法操作ガイドライン(試行)」の運用を開始したが、地方政府の知識産権局が行政として行う違法行為に対する処分について、より適正な運用がなされることを目的とした「専利行政執行法行政不服手続きガイドライン(専利行政執行法行政復議論弁理指南)」がドラフトされ、一般の意見募集のために9月26日に公示された。意見募集の締切は、10月25日までとなっている。

関連サイト:

http://www.sipo.gov.cn/tz/201709/t20170926_1318920.html

本ガイドラインは、4章11節及び実務上使用される定型書式集から構成されている。

主な、項目は下記の通り。

第一章 専利行政執行法行政不服概要

第1節 行政不服の範囲

第2節 行政不服機関(機関の確定と職責)

第二章 専利行政執行法行政不服の対応

第1節 不服の手続きの開始(開始期限、証拠、参考人など)

第2節 被申請人の答弁(答弁内容、注意事項、閲覧制限など)

第3節 行政不服の履行

第三章 行政不服の処理

第1節 申請の審査と処理

第2節 行政不服の審理

第3節 行政不服の決定手順(決定方法、期限、決定、審査、措置など)

第4節 行政不服決定(審理と決定理由、類型など)

第四章 行政不服の期間と送達

第1節 行政不服期間(計算方法)

第2節 行政不服文書の送達(送達方法)

付録(各種書式)

【3】 2016年度意匠特許出願及び登録等の統計(2017年8月)

国家知識産権局は2012年から2016年までの5年間の意匠特許出願及び登録などの状況を分析し、図表にまとめ公示した。2016年の意匠出願は前年比微増で65万元、外国からは1.8万元であるが、この5年間大きくは変化していない。国内では、広東省、江蘇省、浙江省で38万件と全体の60%を超えており、その出願分野は中国特有で、衣類、装飾品、家具が多くを占めており、電気製品が続いている。外国からの出願は日本とアメリカが4千件弱となっているが、ランキング上位をみると韓国企業に続き自動車会社の出願が多くを占めている。なお、評価書の請求は2014年から増加しており、2016年は9,276件で、多くの権利行使に活用されていることが想定される。

●意匠特許評価書請求推移(2012年-2016年)



●外国企業出願ランキング(2016年)

順位	会社名	件数
1	三星電子	580
2	LG 電子	454
3	阿里巴巴集団(アリババ)	359
4	Nike Inc.	229
5	本田技研工業	222
6	Renault SA	201
7	SWATCH LTD	173
8	Ford Global Technology	171
9	日産自動車	150
10	トヨタ自動車	144

詳細は関連サイトでご確認ください。

関連サイト: <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/zltjbb/201708/P020170908542757854472.pdf>

【4】 商標評審委員会による 2016 年度商標評審行政不服訴訟結果分析(2017 年 9 月)

商標評審委員会は、この 6 月に 2016 年度の評審審決に対する行政不服訴訟の結果を分析し、9 月 25 日に法務通信 2017 年第 2 期号として公示したので、ご参考まで概要をご紹介します。

2016 年に商標評審委員会が出した審決総数は 12.5 万件、その内、北京知識産権法院或は北京市第一中級人民法院に不服として控訴された案件は、5,345 件(対前年比▲30%)と減少した。

第二審に上訴された案件数は 2,482 件(対前年比+23%)、さらに最高人民法院などに再審請求された案件数は 197 件と小幅に減少している。

ここでご紹介するのは、2016 年に商標評審委員会が第一審で判決を受けた 6,051 件の約 22%、第二審では判決 2,710 件の 32%がそれぞれ敗訴している。こうした敗訴の理由について、評価分析したものである。

商標評審委員会の敗訴率は 2013 年頃から比較的減少しているが、その敗因は、商標類似、商品類似、連続 3 年不使用、顕著性、新証拠の採用及び事情の変更の 6 項目が全体の 76%と集約されつつある。この他に顕著性、法改正で品質や産地の誤認が追加された法第 10 条 1 項(7)号、不正手続きでの登録商標が増加している。

商標や商品の類似否判断では、裁判所が訴訟中に提出された証拠をよく採用することなどから、商標評審委員会と異なる判断を示すことがわかる。また、不使用取消は前年に 6 ポイントも増加し倍増となっており、立証の証拠の制限や使用証拠の認定において、裁判所と商標評審委員会に大きな差があると言える。こうした点を見ると、行政不服訴訟において、新たな証拠の提出や使用証拠に対する立証説明をより具体的にすることに効果があると言える。

以下は、主なポイントをご参考まで掲載する。

(1) 提出された同意書を裁判所は認め逆転された事例
近年は商標権を私権として判断する傾向にあるために、裁判所では共存同意契約書の提出があった場合、それ

商標評審委員会敗訴原因	2015 年	2016 年
商標類似	22%	20.5%
商品類似	11%	14.2%
連続3年間不使用	6%	12.6%
新証拠の採用	14%	11%
顕著性	6%	9.7%
事情の変更	15%	8%
手続き	6.2%	7.9%
馳名商標	6%	4.8%
法第 10 条 1 項(7)号(品質産地誤認)	2%	4.2%
その他の先の権利	6%	3.4%
欺瞞・不正手続きでの登録商標	1.2%	2.6%
法第 10 条 1 項(8)号(公序良俗)	5%	2.1%
先使用・一定の影響のある商標	2%	1.4%

を認める傾向にあるため、商標評審委員会での審査段階に同意書の提出がない場合は、裁判所の判断と異なることになる。

商標	登録番号	引用商標
	G992382	
	12877736	
	13483464	BlueLink
	G11484288	
	13049995	JO MALONE
	15471179	珠峰

ところで、「BLUEBIRD+図」と「藍鳥+図」は意味上同一であるとの解釈し、公衆を誤認させるとの判断から共存を認めないとの判断がされていることにも注目すべきである。

(2) 商品の類似判断と悪意先取り登録登録

商品の類似は中国で採用されている区分表における区分を超えた類似の定義について注意することが必要であるが、最近の悪意先取り商標出願においては商標法第 30 条の拒絶理由及び第 13 条の馳名商標について検討することになるが、商標局や商標評審委員会の判断は馳名商標の識別力を高く評価し、一方、裁判所は商品の関連性が比較的遠い場合でも認めた事案があるため、両者の判断の差が生じている。しかし、著名と判断される商標でも中国での使用がないような場合、現在はその識別性を認めないことは裁判所も同じであるため注意は必要である。

(3) 連続 3 年不使用の使用証拠認定

不使用の判断においては、提出された使用証拠の真

実性、証明力のレベル、証明基準が問題となるが、最近の問題としては、象徴的使用及び実際の使用商品と商標の指定商品との関連性が問題となっている。

象徴的使用は商標の実際の使用に疑義はないものの、商標権者の主観的な使用意図の有無の判断が注目され、裁判実務では使用の範囲や回数などからそれを判断することになるが、商標評審委員会としてはそこに商業的使用目的があるのかどうかの判断を下す難しさがあると分析している。

(4) 法第 10 条 1 項 (7) 号 (品質産地誤認)

絶対的拒絶理由の (7) 号は旧法では誇大広告や欺瞞性を持つものであったが、改正法では欺瞞性及び品質の特徴や産地を誤認させるものと方向性が変わった。

商標とその構成要素や指定商品自体の特徴に欺瞞性や誇張的表現がない場合、裁判所は欺瞞性や誤認性を認めてない。また、そうした要素が記述的な場合、そうした要素と商標権者が不一致である場合も裁判所は欺瞞性があるとは判断していないところがある。

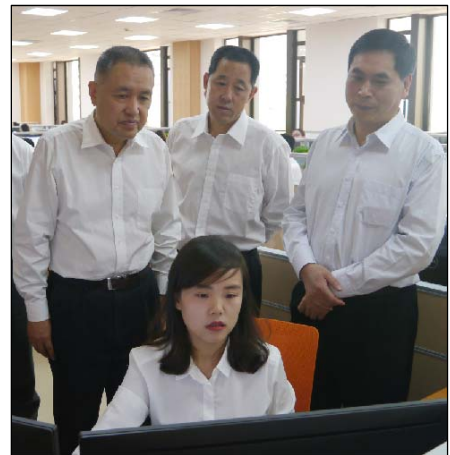
関連サイト: http://www.saic.gov.cn/spw/fwtx/201709/t20170920_269228.html



[5] 上海に商標審査協力センターを新設 (2017 年 9 月 29 日)

国家工商行政管理総局は、上海に商標出願の出先窓口の設置に続き、去る 9 月 29 日に商標審査協力センター(商標審査協作中心)を開設した。これまでは、北京市に 1993 年に商標サービスセンターが設置され、商標手続き業務の支援活動を開始し、その後、2014 年 5 月に改組され、名称を「商標審査協力センター」として設立され、商標の方式審査から実体審査まで担当するようになっていた。現在、1000 名以上の職員が活動している。

上海に新設された商標審査協力センターは、商標出願が毎年 30%も増加する中国における商標出願の審査手続きにおいて、政府が本年の登録までの審査期間を 8 か月まで短縮する目標を、来年は更に 6 か月まで短縮する新たな目標を達成するためにも、審査期間の短縮と審査の効率アップを期待されている。なお、マドプロ国際出願や審査についても、その業務に含むような情報も発信されている。



関連サイト: http://sbj.saic.gov.cn/gzdt/201709/t20170930_269470.htm



記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

